

平成25年度第4回調布市個人情報保護審査会会議録

日時 平成26年1月28日(火)
午前10時から
会場 市役所5階 特別会議室

○ 出席者(敬称略)

会長 佐瀬 一男
副会長 小菅 敏夫
委員 小山 宇一
田辺 一男
前村 久美子
増田 径子

説明員 青柳 聡史(ごみ対策課クリーンセンター担当課長)

齋藤 保(ごみ対策課業務係主査)

事務局 三井 豊(総務課長)

小泉 希代子(総務課公文書管理係長)

内野 陽治(総務課公文書管理係主査)

安倍 俊雄(総務課公文書管理係主任)

須川 綾子(総務課公文書管理係主事)

○ 会議内容

1 人事異動報告

11月1日付け人事異動の報告を行った。

2 議事

(1) 平成25年度第3回個人情報保護審査会会議要録について

佐瀬会長：前回の平成25年度第3回個人情報保護審査会会議要録について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：第3回の会議要録につきまして御報告いたします。第3回の会議要録案につきましては、11月18日に委員の皆様へ発送し、11月26日までにお気づきの点などお寄せくださるようお願いしておりましたが、特に御意見等寄せられませんでしたので、11月29日からホームページ等で公開しております。

(2) 平成25年度個人情報保護制度の運用状況について（報告）

ア 平成25年度個人情報取扱事務の届出一覧表（資料1）

イ 平成25年度自己情報の開示等の請求内容及び処理状況（資料2）

佐瀬会長：議事(2)の平成25年度個人情報保護制度の運用状況について報告をお願いいたします。

事務局から（資料1）、（資料2）により説明する。

（質疑応答）

佐瀬会長：以上の報告で、何か御質問等ございましたらお願いします。

田辺委員：資料2の18番なのですが、住民票写しの本人請求ではなく、代理人請求があり、備考の「代理人の第三者情報も本人情報と見なし」の意味合いとは、代理人の住所、氏名などが委任状に書いてあったが、それも本人に準じて本人情報とみなし、開示しましたよ、という意味でよろしいですね。

事務局：本人が書いた委任状ですので、代理人の住所、氏名も本人が書いている情報ですので、本人情報として開示しています。

小菅副会長：資料1の101番ですが、本人の同意を取った上で、調布消防署に個人情報を外部提供していると説明がありましたが、同意の取り方はどのようにしているのですか。

事務局：申請書の受付を、高齢者支援室の窓口と地域包括支援センターで行っています。申請書の最後に氏名と印鑑という形で記名式の同意を取っております。その氏名の下に、個人情報の取扱いについていくつか条件が書いてありまして、その部分を説明した上で記名してもらっています。

小菅副会長：それは必須なものなのですね。

事務局：はい。

小菅副会長：かつては、その同意をしないということもあったのですか。

事務局：まだ始まったばかりの事業でして、実際の申請で本人同意を拒否されたという話は、担当からは聞いてはいませんが、再度確認させていただきます。

小菅副会長：他に、こういった記名式の本人同意を取るやり方を、調布市では実施しているのでしょうか。この本人同意は1枚の申請書に組み込まれているのですよね。それは通常、調布市ではずっとやってきたやり方ですか。

事務局：具体例はすぐに出てきませんが、同じような同意の取り方はいくつかあると思います。

小菅副会長：そうであれば、個人情報保護としては、とても丁寧なやり方だと思います。

田辺委員：資料2の16番、17番の、相談カードの開示請求ですが、カードには相談

を受けた方の所見も書いてあると思うのですが、もし相談者が「所見も見たい」と請求したら、開示するのでしょうか。

事務局：所見の部分については、非常に扱いが難しいところがあります。必ずしも相談者にとって良いことばかりが書いてあるわけではありません。今回の場合は、所管課が非開示と判断して回答しております。現在のところ、請求者からは、所見も開示してほしいという請求はきておりません。

田辺委員：もし請求があったら、開示しますか、しませんか。

事務局：内容よっての判断になると思います。

田辺委員：担当課に確認して、出すことになるのですか。

事務局：はい。

田辺委員：私は市役所で法律相談をやっていて、相談者が相談内容を用紙に書いていて、回答者の氏名と、回答内容を書くのですよ。それと同じことなのかと思ったのですが。

事務局：以前は、所見というのは非開示の流れが続いてきたのですが、良い所見も悪い所見も含めて相談者の個人情報だという考えが現在はあります。非常に難しいところなのですが、相談が継続中だと、相談員と相談者の信頼関係が崩れることもありますので、やはり個別ケースの状況を判断し、非開示としている内容も判断し、再度調整となってくると思います。最終的に異議申立てが出された場合には、この審査会を開いて御判断いただくことになります。

田辺委員：定例会で判断するのですか。

事務局：異議申立ての時期と定例会が重なれば定例会ですが、それ以外は臨時会です。

田辺委員：わかりました。

佐瀬会長：資料1の96番ですが、その家庭がどのくらい電力を使っているかという実証実験をするということですか。

事務局：はい。実際の実験をするのは市役所ではなくて独立行政法人です。

佐瀬会長：これは本人が同意をして、世帯人数ですとか電力量を提供するのですか。

事務局：家庭に機器を設置します。

佐瀬会長：自分でそれに応募するのですか。機器を設置してもらいたいと。

事務局：はい。環境政策課からは案内文を送ります。

佐瀬会長：独立行政法人とはどこですか。

事務局：科学技術振興機構低炭素社会戦略センターです。

佐瀬会長：97番から99番の備考欄にある、国税連携システムなのですが、よくわからないのですよ。市民税課のこのシステムを保険年金課が市民税課に行って見る。保険年金課では見られないということですか。

事務局：はい。保険年金課の端末で国税連携システム、税情報を見られるようにはなりません。

佐瀬会長：その他の課にも、市民税課はそういう対応をしているのですか。

事務局：いえ、保険年金課の「国民健康保険税徴収事務」に関してだけです。保険年金課の職員誰もが見られるというわけではなく、保険税の徴収担当者のみが閲覧します。

佐瀬会長：このシステムは、国税との連携がされているということですか。

事務局：はい。

小菅副会長：先ほどの資料1の96番ですが、収集する個人情報にメールアドレスがあるという説明でしたが、環境政策課がそういう情報を集めるという要請をしているということですか。事業としてやっているというか、個人情報の管理は環境政策課がやるという意味ですよね。メールアドレスをわざわざ集めるというのは、調布市では一般的なのでしょうか。

事務局：すべての事業で要求してはいません。応募方法自体がメールだとすると、結果的に相手方のアドレスが表示されます。あとは、例えば子ども関係の事業ですと、連絡はメールでという保護者の方もいらっしゃいますので、電話番号を収集するのと似たような感覚でメールアドレスを収集して、連絡に使用しているケースはあると思います。

小菅副会長：この個人情報保護審査会で、メールアドレスについて議論したということはあるのでしょうか。

事務局：メールアドレスが個人情報に当たるかどうかの議論ということでしょうか。

小菅副会長：そうですね。個人情報にメールアドレスが当たるかどうかは、世間でも議論がありますよね。他の情報と合わせて個人が特定できる場合には個人情報という解釈がされてますので、メールアドレスを要請するというのは若干議論が必要なのではないかなと思いました。この場合は、実証実験をするのは市の組織ではありませんが、実験元から、メールアドレスも収集する要請があったのでしょうか。

事務局：そこまではわかりかねます。環境政策課として、応募者と連絡を取るために念のため収集しておこうと思ったのか、実験元からの要請なのかはわかりませんが、独立行政法人側としては、どのお宅に機器が付いているかは関係のない話でして、収集するデータは世帯人数と電力使用量だけです。メールアドレス情報はおそらく環境政策課止まりだと思います。

小菅副会長：しかし、報告書には外部提供に丸がついていますよね。

事務局：それは、機器の設置業者へのみです。設置するお宅の住所、お名前、電話番号を提供していると思います。

小菅副会長：その外部提供に、メールアドレスは入らないですか。

事務局：おそらく入らないと思いますが、再度確認します。

小山委員：市民相談への苦情や意見などは、今メールで送ってくる場合が非常に多い。だから市民相談課では、送り主のメールアドレスは収集しています。ただ、市長にメール内容を送るときは、そのメールアドレスは出さない。そういうとこ

ろは神経を使っていると思います。だから、アドレスを収集している課から出さないようにブロックしていると思います。

事務局：環境政策課に確認いたします。

佐瀬会長：他に御質問はございますか。ないようですので続いて議事（3）に移ります。

(3) 個人情報を取り扱う事務について（諮問）

ア ふれあい収集対象者管理事務（資料3）（資料3-2）

（説明員：ごみ対策課クリーンセンター担当 青柳課長，ごみ対策課 齋藤主査）
ごみ対策課から（資料3）（資料3-2）により説明する。

佐瀬会長：御意見，御質問をお願いいたします。

増田委員：個人情報保護条例によりますと，本人以外からの個人情報収集と，個人情報の目的外利用をした場合の本人通知省略は，通知することに多大な経費がかかる場合に，審査会の承諾を得た上で省略できると解釈されていますが，今回は多大な経費を要すると言えるのでしょうか。

説明員：利用状況については208世帯となっていますが，実登録世帯は600件を超える登録がありますので，全世帯に通知を出すとそれなりの経費がかかります。

田辺委員：実登録600と対象世帯208という数字の違いがよくわからないのですが。青柳担当課長：申し訳ありません，実登録も208世帯です。多大な経費に該当するかどうかですが，返信用封筒，郵送料を含めると1件当たり160円程度かかると思います。これを現在208世帯に郵送すると，一定程度の経費がかかると思います。

増田委員：郵送料がかかり，その経費が多大となるので，通知を省略するというのですか。

青柳担当課長：はい。

佐瀬会長：10年ほど前にこの審査会で，ふれあい収集の諮問をかけて，可とした覚えがあるのですが，その後今回まで諮問はなかったのですが，なぜ今諮問が出てきたのですか。

青柳担当課長：資料3-2の裏面にも書いてありますが，現在の更新手続は職員が利用者宅を訪問して行っていますが，お会いできないこともままあります。しかしながら対象者が高齢の方，障害をお持ちの方ということで，身体状況が改善されてごみ出しができるようになるとは，中々ならないというふうに判断をして，登録の更新に必要な再確認という事務を省略してまいりました。しかし，ここ1，2年の状況でございますが，新規の登録者が増加している，今後も少子高齢化社会において対象者，利用者が増えていくということが想定されますので，より公平・公正を期さなければならない。については，登録の状況，障害の状況等々，

確実に確認をする必要があるだろうということで、今年度から登録更新の進め方を変更したいと考えております。

佐瀬会長：今年度以降も継続しますか。

青柳担当課長：はい。毎年度末に1回行います。

小山委員：簡単に言うと、更新手続を簡単にやりたいのだけど、その個人情報を他課から得なくてはいけない。その情報をもとに、更新手続を進めたいということですね。

青柳担当課長：はい、そのとおりです。

小山委員：その個人情報はどこからもらうのですか。

事務局：高齢者支援室と障害福祉課が持っている、障害の情報と介護の情報をいただいて、ごみ対策課が目的外利用したいということです。

小山委員：介護度や障害の度合いは、変動するものなのですか。

青柳担当課長：身体障害のほうは、あまり変動しないと思います。精神障害は、審査をした時点の安定度によって動くことがあります。介護度については変動が多く、要介護になったり、要支援になったりと行き来するケースも多いと聞いております。

小山委員：先ほど増田委員も質問していた経費のことですが、これから増えることは、ほぼ間違いない。ますます高齢化してきて、通知を出す出さないというより、利用者が増えれば人手が必要になる分、経費がかかる。だから経費云々ということではなく、個人情報は外部に漏らさずに、情報をいかに内部で活用するか、という姿勢でよいと思います。

小菅副会長：「家庭ごみ」と「粗大ごみ」に分かれていますか、どちらも個人情報は収集するのですか。

青柳担当課長：「家庭ごみ」については、新規登録時に個人情報の収集が必要です。この時は職員が直接御本人にお会いして、またケアマネージャーなどの福祉の専門家にも間に入ってもらい、立ち会った上で登録の可、不可を判断しております。「粗大ごみ」については、申込み時に、職員ですが御自宅を訪問して家庭の状況を伺い、どのような粗大ごみをどこから出さなければならぬかなども確認させていただいております。

小菅副会長：「粗大ごみ」も更新制度があるのですか。

青柳担当課長：いいえ、その都度必要があるときにお申込みいただいておりますので、申請と承認をその都度行います。

説明員：今回の諮問については、「家庭ごみ」の登録更新のみの諮問になります。

小菅副会長：一度でも「粗大ごみ」の利用に申し込むと、個人情報は残るわけですか。

説明員：はい。

小菅副会長：そうすると、次のときにも申請をすると、その情報は積み重なっていくことになる。

説明員：はい。

小菅副会長：今回の諮問は「家庭ごみ」だけの更新なのですね。

説明員：はい。

佐瀬会長：家庭ごみ収集の対象として、資料3-2にア、イ、ウとあって、(2)に「1から3に準ずる世帯」とありますが、具体的にどのような世帯でしょうか。

説明員：もっとも多いのは、要支援の認定を受けた世帯になると思います。あとは一時的に怪我等でごみ出しができない方を想定しています。

佐瀬会長：それは、訪問したときに判断するのですか。

説明員：申請いただいて職員が訪問したときに、本人に確認しています。

青柳担当課長：要介護、要支援の場合はケアマネージャーが認定することになりますので、同席いただいています。要支援ですと、ケアマネージャーから実際にごみの搬出が難しい旨の意見書をいただいています。同様に精神障害、身体障害、疾病、怪我といったときには、それを認定する医者や訪問看護師の方など専門家の方に意見書をいただいています。

佐瀬会長：更新時には、本人以外からもかなり詳しい情報を収集しますよね、氏名、住所など。それを本人にも聞くのですね。

青柳担当課長：既に申請済みの利用者を、更新時に訪問する例は、要介護の認定期間が切れている場合や、申請時にはいなかった同居家族ができたなどの場合が考えられます。その場合は、本人立会いのもとに確認します。

佐瀬会長：嫌がられないですか。

青柳担当課長：これまでは特にそういったことはございません。

佐瀬会長：本人以外から、その本人の情報を詳しく収集しているの、その上でまたケアマネージャーさんを通して本人に確認するということは、対象者に当たらないこともあるからということですか。

青柳担当課長：比較のお元気で、日によっては外出もできるという方がこの事業を利用されるということもございまして、そういった方々は、行政がお手伝いをするよりも御自身で出されたほうが健康にも良いですし、御近所の方のお手伝いがいただけるのであればコミュニティの醸成にもなるという考えもありますので、自助努力をお願いするという場合もございます。

小山委員：平成16年の個人情報取扱事務の届出を見ると、対象者が要介護度2以上と決められていますが、もし介護度1と2のご夫婦の世帯であれば対象にならないということですか。

青柳担当課長：今回の諮問で承認いただければ、対象は拡大となります。

田辺委員：先ほど、目的外利用における通知が必要ではないかという御指摘があったところで、制度趣旨から言って、目的外利用は必要だと思います。その後の本人通知は、目的外利用する必要があるかないかは、別の議論が必要ではないかなど。本人通知を省略するには、相応の理由がないといけないのではないかと

思うのですが。

青柳担当課長：はい。最初の申請のときに、個人情報調布市の福祉部門から収集することについて、承諾を求めている欄がございまして、そこに記名、捺印をさせていただいております。従いまして、利用者からしますと、登録をした時点で本人以外からの収集には、ご承諾をいただいていると認識しております。その上で、本人通知を重ねてすべきかどうかは、申し訳ございませんが、深く検討はしておりません。

事務局：これは、どちらかという事務局側の判断で、これまで本人通知省略については、件数が100件、200件だから少ない、1,000件を超えたら多いといった明確な基準は持っておらず、一点言えるのは、御本人に「あなたの個人情報を目的外利用しました」という通知が送られることによって、送られた側が混乱するという点を考慮しておりました。これまできちんと議論してこなかったことは申し訳ないのですが、目的外利用の承認をいただいた諮問については、基本的に本人通知省略という形できている経緯がございます。

田辺委員：そうすると、第13条の趣旨、解釈は、改訂したほうが良いですね。

増田委員：先ほど私も言葉足らずで申し訳なかったのですが、まず原則は通知が必要で審査会が省略の承認をすれば通知は不要という条文の書き方になっています。では必要ないと判断するには、対象件数がたくさんあって経費がかかる場合には通知は省略してよいとなっているので、今回の諮問はそのケースに当てはまるかを審査しなければいけないことになります。ですので、対象は多いと言えるか、経費は多いと言えるかという点が問題になりますよね。それで先ほど、1世帯160円の200世帯分が多いと言えるのかなと、疑問に思いましたので、質問させていただきました。私個人としては、通知は必要ないと思います。ただ、解釈の内容は御検討いただければと思います。

前村委員：先ほど、資料3-2の説明のところで、「同居人の状況」という部分を「同居人の有無」と言い換えていましたが、有無以外の状況は何かありますか。同居人の個人情報が含まれているような例があるのでしょうか。

青柳担当課長：実例ではなく想定範囲ですが、同居人が通常夜勤の方で、朝のごみ出しができない日常が常態化している世帯については、対象とします。このように、同居人の勤務の状態を確認する場合もあると思います。

前村委員：そうすると、同居人にその旨の通知をしなくてもよろしいのでしょうか。

事務局：申請者だけの本人同意を得て、申請者の個人情報を収集するだけであれば諮問は不要ですが、この事務の場合は、世帯全員の状況を確認しないといけません。しかし世帯全員の同意を取るのは現実的に難しいので、目的外利用と本人以外収集をする諮問となっています。ですので、世帯全員の個人情報の目的外利用、本人以外収集かつ本人通知省略の諮問となっています。

青柳担当課長：補足でございますが、先ほど想定の話でしました、通常夜勤の同居人の方は、

職員が訪問する際には不在の可能性が高いです。そのため、御家族のことについては、申請者本人にお尋ねするわけです。そこで「夜勤の仕事です」という回答があれば、私どもではお受けする要件となります。

前村委員：そうすると、それ以上のこと、勤務先や年齢などは収集しないということですね。

青柳担当課長：はい。

小菅副会長：ごみ対策課から「更新しました」という通知は送るのですか。

青柳担当課長：特段通知はせず、自動更新となります。

小菅副会長：事業そのものはとても良い仕組みですから、ぜひやっていただきたい。個人情報目的外利用について原則がありますが、なるべく、サービスを受ける側の手続き、その他の面倒等を省くための一つの所思だということで、この審査会で承認されれば問題ないと思います。

佐瀬会長：参考までに、今まで利用者からの不平や不満は聞いたことがありますか。

説明員：利用者に関しては、自宅への訪問はやめてほしいという方も多く見受けられます。また、同じ市役所の中で利用者の情報が確認できないのですか、という要望はかなりいただいております。

小山委員：資料3-2の事業目的に、「集合住宅等」とあるが、一戸建てはどうなりますか。

説明員：一戸建てもふれあい収集の対象です。

佐瀬会長：それでは質疑も尽きたようですので、採決に入ります。この諮問を可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

佐瀬会長：全会一致で可とします。

(説明員退室)

2 次回日程について

次回の審査会日時は、平成26年4月15日（火）午前10時から、会場は特別会議室（市役所5階）を予定しています。

佐瀬会長：それでは平成25年度第4回個人情報保護審査会を終了いたします。